

## 「緊急事態宣言」発令に伴う対応について

4月6日、安倍首相が「緊急事態宣言」を発令いたしました。

東京都が決定した方針では、歯科診療を含む医療機関は、社会生活の維持に必要な業種として「感染防止対策をして営業継続」と決定されました。患者様の通院におかれましても、外出自粛要請の対象外となっております。

当院では『感染防止対策』を行い、診療を継続しておりますので、安心してご来院ください。

厚生労働省は新型コロナウイルスの感染ルートについて「飛沫（ひまつ）感染」と「接触感染」を挙げています。この2つのリスク対策として口腔内で使用した器具は全て滅菌処理をしています。飛沫感染やエアロゾル対策として口腔外バキュームと空気清浄機を使用しています。

スタッフも手洗い・うがいなど十分に対策を行い、診療を行っております。患者様も体調には十分にお気を付けて頂き、体調不良や発熱などは事前にお電話にてご予約の変更をお願いしております。

## ◎器具の滅菌



全ての器具は滅菌パックに入れ、高圧蒸気を使ったオートクレーブで滅菌処理をします。

歯科治療直前に開封して使用しています。

## ◎エアロゾル対策



口腔外バキューム

歯を削る時に飛沫する水や血液など細かい粉じんをお口の外で吸引し、診療室内をクリーンな環境にする装置です。



空気清浄機

一定時間使用することで、診療室内の空気を無菌状態に近づける装置です。